特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	福祉タクシー券助成に関する業務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

行橋市は、身体障害者手帳の交付に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

行橋市の庁内のネットワーク構成は、インターネットに接続する情報系ネットワークと、福祉業務を取り扱うネットワークを物理的に分離している。よって、インターネットから侵入され情報が漏えいすることがない。また、内部的にも、行橋市個人情報保護条例、行橋市情報セキュリティポリシーを遵守するよう、職員への研修・教育を行っている。今後も、職員への研修、教育を定期的に行い、情報セキュリティに関する意識を高め、情報漏えい事故を起こさないことを確約する。

評価実施機関名

行橋市長

公表日

令和7年4月2日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	福祉タクシー券助成に関する業務					
②事務の概要	行橋市福祉タクシー券助成事業実施要綱(平成6年9月20日告示第49号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)に基づき、対象者にタクシーの利用料金の一部を助成する業務を行っている。特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①申請書の受付、決定に関する事務 ②利用券の発行に関する事務					
③システムの名称	・総合福祉(タクシー券助成)システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー					
2. 特定個人情報ファイル名	ž					
タクシー券助成システムファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・行橋市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項 別表第1の9の項					
4. 情報提供ネットワークシ	マステムによる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定					
②法令上の根拠	•番号法第19条第14号					
5. 評価実施機関における	担当部署					
①部署	行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室					
②所属長の役職名	障がい者支援室長					
6. 他の評価実施機関						
_						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 総務部 総務課総務係 La:0930-25-1111(代) 内線1431					
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	〒824-8601 福岡県行橋市中央一丁目1番1号 行橋市 福祉部 地域福祉課 障がい者支援室 障がい者支援係 Tel:0930-25-1111(代) 内線1151					

9. 規則第9条第2項の適用]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未満]]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か		17年3月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]		<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か		17年3月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし		<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類					
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び			
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	1重点項目評価書	又は全項目評価書において、リスク	7対策の詳細が記載		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)						
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	た提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない			
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	担当職員による情報の閲覧 められた施錠可能な場所に		書への記載は行っていない。また、特定個人情報の資料は決			

9. 監査						
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査			
10. 従業者に対する教育・啓発						
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない			
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[]全	項目評価又は重点項目評価を実施する			
最も優先度が高いと考えられ る対策						
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	担当職員による情報の閲覧の められた施錠可能な場所に保		は行っていない。また、特定個人情報の資料は決			

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月1日	I -3	・番号法第9条第2項 ・利用するまでに制定する行橋市の条例	・番号法第9条第2項 ・行橋市行政手続における特定の個人を識別 するための番号の利用等に関する法律に基づ く個人番号の利用及び特定個人情報の提供に 関する条例第4条第1項 別表第1の9の項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため。
平成29年8月1日	I -4-①	未定	実施する	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため。
平成29年8月1日	I -4-2		•番号法第19条第14項	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため。
平成29年8月1日	II-1,2	平成27年3月31日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	特定個人情報保護評価指針 (平成26年4月20日特定個人 情報保護委員会)に定める重 要な変更に当たらないため。
令和1年5月1日	IV 1	_	基礎項目評価書	事後	
令和1年5月1日	IV2	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IVЗ	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV 4	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV5	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV6	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV7	_	十分である	事後	
令和1年5月1日	IV8	_	自己点検·内部監査	事後	
令和1年5月1日	N9	_	十分に行っている	事後	
令和7年3月27日	IVリスク対策8.人手を介在させる作業		・選択肢(2)を記入 ・担当職員による情報の閲覧のみで、申請書へ の記載は行っていない。また、特定個人情報の 資料は決められた施錠可能な場所に保管して いる。	事前	新様式への対応
令和7年3月27日	IVリスク対策11.最も優先度が 高いと考えられる対策		・選択肢(8)を記入 ・担当職員による情報の閲覧のみで、申請書への記載は行っていない。また、特定個人情報の資料は決められた施錠可能な場所に保管している。	事前	新様式への対応